

令和2年度（2020年度）民間委託外空港チャーター便誘致事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 令和2度（2020年度）民間委託外空港チャーター便誘致事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34条。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第2条 この補助金は、本邦航空運送事業者が、中標津空港、紋別空港、丘珠空港、奥尻空港、利尻空港のいずれかを発地または着地として、チャーター便を運航するために要する経費及び航空機燃料を輸送するために要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することによって、これらの空港へのチャーター便誘致に資することを目的とする。

（補助事業者）

第3条 補助事業者は、本邦航空運送事業者とする。

（補助対象便）

第4条 補助金の交付の対象となる便（以下「補助対象便」という。）は、補助事業者が中標津空港、紋別空港、丘珠空港、奥尻空港、利尻空港のいずれかを発地または着地として、令和2年度以降に新たに運航するチャーター便、及び令和元年度の運航便数を超えて運航するチャーター便とする。ただし、次の各号に該当する便を除く。

- (1) 他の本邦航空運送事業者が運航する区間を運航する便
- (2) 集客が行われない便

（補助事業等）

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象便を運航する業務
- (2) 補助対象便で使用する航空機燃料を道内の給油施設のない空港へ輸送する業務

（補助対象経費）

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の経費とする。ただし、賃金（補助事業の実施に不可欠な人員等を一時的に雇用するために要する経費を除く。）、食糧費、消費税及び地方消費税に相当する額を除く。

- (1) 補助対象便を運航するために要する経費
- (2) 補助対象便で使用する航空機燃料を、道内の給油施設から給油施設のない空港へ輸送するために要する経費

（補助率及び補助限度額等）

第7条 補助金は予算の範囲内で補助するものとし、補助率及び補助限度額等は次のとおりとする。

- (1) 第6条（1）にあつては、1便あたり15万円とする。
- (2) 第6条（2）にあつては、補助対象経費の10分の10以内とし、1便あたり20万円を限度とする。

（補助対象期間）

第8条 補助対象期間は、令和2年（2020年）4月1日から令和3年（2021年）3月31日までとする。

(補助金の交付申請)

第9条 補助事業者は、規則第3条の規定に基づき行う告示の定めるところにより、補助金等交付申請書(総政第1号様式(平成25年北海道告示第10328-3号に定める様式をいう。以下「総政第〇号様式」について同じ。))に次の書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書 総政第2号様式
- (2) 補助金等交付申請額算出調書 総政第15号様式
- (3) 経費の配分調書 総政第18号様式
- (4) 事業予算書 総政第20号様式
- (5) 資金収支計画書 総政第32号様式
- (6) 補助対象便を運航すること等が確認できる資料
- (7) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付の条件)

第10条 補助金を交付する場合は、「補助金等に係る標準様式の設定について(昭和47年9月20日付け局総第453号副出納長通達)」第1号様式に定める交付の条件のほか、次の条件を付するものとする。

補助事業等の内容を変更するときは、知事の承認を受けなければならない。ただし、事業の目的に変更を来さない場合で、当該補助対象経費の増減が当該経費の20パーセント未満の場合は、この限りではない。

(事業内容の変更)

第11条 補助事業者が当該補助事業の内容を変更しようとするときは、補助事業等変更承認申請書(総政第21号様式)を知事に提出しなければならない。

(補助金の実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業等が完了したとき(廃止の承認を受けたときを含む。)は、速やかに補助事業等実績報告書(総政第28号様式)に次の書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書 総政第2号様式
- (2) 補助金等精算書 総政第30号様式
- (3) 事業精算書 総政第31号様式
- (4) その他知事が必要と認める書類

(代理人への委任)

第13条 この補助金の交付申請等、この補助金に関する一切の権限を支配人等に委任しようとするときは、交付申請時に委任状を提出しなければならない。

附 則 この要綱は、令和2年(2020年)4月1日から施行する。